会議記録

会議名称	第4回 補助金の適正化に関する懇談会
日 時	平成 16 年 6 月 28 日 (月)午前 10 時 02 分~午前 11 時 32 分
場所	中棟4階 第2委員会室
出席者	委員 堀場、原田(博)、沼尾、原田(弘)、徳田、長津、内藤 区側 企画課長、財政課長、行政改革担当副参事、
配布資料	平成 16 年度 補助金制度の現状 〔提言書の骨子(案)・現状の主たる問題点〕
会議次第	 1 開会 2 審議・意見交換 (1)資料説明

会長 それでは、時間になりましたので、第4回の補助金の適正化に関する懇談会を開催いたしたいと思います。

本日は、まず財政課長より資料の説明をしていただきまして、その後で、提言書の骨子 (案)についてご説明願えればと思います。

それでは、原財政課長、お願いいたします。

財政課長 皆様おはようございます。お忙しいところ大変恐縮でございます。

それでは、お手元の資料の2ページ目をごらんいただければと思います。2ページ目は、 前回先生の方から3点ほどご指摘がございました。その3点について、幾つかの例示を集約 した資料でございます。

まず1点目、類似・重複する補助金の概要といたしまして、(1)に簡単に書いてございますけれども、所管部門が同じかあるいは違うかにかかわらず、補助の目的あるいは対象の団体、補助の要件、内容等こういう実態があるというものを例示してございます。

それから2番の収支に占める補助金の割合が高い団体の状況ですけれども、これは各団体に調査しておりますけれども、事業ごとに別会計をしているという団体もありますので、 正確な実態はなかなか捕捉しにくいというのが現状です。

それから、交付団体のうち事務局の機能を区が担っていると、区の所管部門が実質行っているというようなものもございまして、政策的な観点から財政的な支援はもちろんですけれども、人的、物的な支援も同時に行われているというものも現状としてはございます。

それから3点目の期間の問題ですけれども、考え方と補助金の規模、金額的にはかなり 長い期間続いているという実態がかなり見られるということが言えるだろうと思います。

それから、次の3ページでございますが、今申し上げた類似・重複している補助金というものを、私どもで捕捉できる限りのものを捕捉しながら、補助の団体、補助の目的、とりわけ補助の要件、こういったものを中心に、それぞれ重複する、あるいは極めて近似するといったものも含めて、掲げたものがこの一覧表でございます。今申し上げた浴場組合、それから防災関係では、この学校地域防災連絡会、防災市民組織連絡協議会、防災市民組織云々と書いてございますが、いずれも、防災関係の活動団体あるいは活動団体の集合体の連絡調整というものにお金を投じているというものがございます。

次に4ページ目にまいりますが、収支に占める補助金の割合が高い団体の状況と書いてございまして70%以上と、これは冒頭申し上げましたように、正確にその団体の事業会計が単一かどうかはなかなか正確なところがわかりにくい状況です。

それから5ページ目ですけれども、期間で見た場合ですけれども、長期間の補助の実態ですけれども、一番上に書いてございます表側の補助期間、21年以上ということで、開始年度が昭和31年の青少年育成委員会補助金というふうに書いてございますが、こういったものから始まって、それぞれ21年以上と、それからずーっと見ていただくとですが、11年から20年、10年から6年と、おおむねこの1年から5年というのを除外しまして、それ以上のものを幾つかに分けて一覧表にしてございます。

補助金制度の主なというか問題点の状況については、以上のとおりであります。

続きまして、今後この懇談会として一定の報告をいただくということになろうかと思いますが、そのときの大まかな骨子ということの考え方は、こういう形でいいかというものを、きょう1ページ目に参考までに案としてお示しさせていただきました。全部で5章立てにしておりますけれども、1番、「はじめに」ということで補助金の適正化にあたってのこれまでの若干の経過と、どういうポイントで検討していこうかと、そういうことを記載していくことになろうかと思います。

また、2番は、「地方の自立に向けて」と書いてございますが、前回にお示しした区の政策方針、協働という理念と財政基盤の確立といった二つを大きな柱に据えながら、それぞれ必要な、今の区を取り巻く状況に関しての記述をここにしていきたいというふうに思います。

それから、3番目に「補助金制度の現状」。補助金が果たしてきた役割といったものと同時に弊害として生じてきている問題、こういったものを指摘していくことになろうかなと。あわせて4番で、「『協働』の時代にふさわしい補助金制度の構築を」というふうに書いてきました。最後に、「おわりに」ということで、住民自治の実現をめざしてという究極の目標についての記載をしていくといったことでいかがなものかということで、資料をご用意させていただきました。

私の方からは以上でございます。 そして、この補助金の適正化に関する意見書という 1枚がお手元にお配りさせていただいているかと思います。これは今この骨子の中の総括 的な意見、懇談会としての最大公約数的な意見のほかに、それぞれのお立場からの意見を 記載させていただくということが必要と思っています。これまでの会議の中でのそれぞれ のご発言を踏まえて、つけ加えて、あるいは言い足りなかった部分、漏れた部分というも のがあれば、この意見書で私どもにご一報いただければというふうに思います。

長くなりましたが、私の方からは以上でございます。

会長 ありがとうございました。一つ確認ですけれども、補助金の適正化に関する意見 書ですが、これは委員の方からのご意見を承るということでよろしいですね。

財政課長 はい。

会長 区民ではないですね。

財政課長はい。

会長 ありがとうございました。

まず、議論が二つに分かれておりますので、全体をご議論、ご検討をいただきました補助金制度に関する問題点について、事務局の方でまとめていただきましたので、これに関してのご質問、ご意見がございますか。

前回のご議論を踏まえますと、類似・重複する補助金という視点からが、第1点目のまとめたものになっております。それから第2点目が、収支に占める補助金の割合が高い団体の状況ということでまとめられております。第3点目は、長期間にわたる補助金の状況ということになっておりますが、委員、何かございますか。

委員 2ページ以降の資料は多分私が前回の最後に、とりあえず暫定的に一つの方向としてこういう基準があり得るんではないかということでまとめていただいたのかなと思いますが、これは1ページ目の骨子のところで言うと、どのあたりにこの全体像が入ることになるんでしょうかね。3番目の補助金制度の現状のバックデータみたいな形として、一応位置づけるということになるんでしょうか。その点は。

会長 いかがですか。

財政課長 おっしゃるとおりでございます。

会長 3番目の(2)......。

財政課長 (2)の問題点のところの記述のメーンというか。

委員 裏づけ資料みたいな感じですね。

財政課長 そういうことになるかと思います。

委員 はい。それはそれでいいと思うんですけれども、ざっくばらんに言って、2点ほどちょっと気になる点がないわけではないんです。一つは、ここで挙がっている項目をざっと見まして、金額の面でいまーつインパクトがないのかなという、金額から言ってはいけないかもしれないけれども、基準は立ててみたけれども、非常に小さなものであるとか、そういうものが非常に個別的に羅列というか掲示されています。ですから、金額的にはちょっと十分なことも、影響がいまーつつかみかねるかなという感じがいたします。零細な

補助金、細々した補助金の役割を整理するという観点からは一定の意味があると思います。 それからもう一つは、この協働という、これが一つのコンセプトになると思うんですが、このことの意味は、今挙げたような形でリストアップされている、こういう補助金を整理するということによって、協働ということがより促進されるといいますか推進されるというふうになるのであればそれでいいんですけれども、それだけではないような気が私はするんですね。というのは、現在ある補助金がそれなりに問題があって、協働の時代にふさわしくない、あるいはもう、ちょっとそういう意味から言うと、時代おくれであるという観点であれば、それはその部分を整理する。それはそれでいいんですけれども、場合によっては、現在行政の中でやっているものも、言うならば外へ出す、アウトソーシングというか、そういうことによって、逆に今度はそういう形で、そこの部分には補助金というのが、逆に新たに必要になるということだってあり得ると思うんですね。そういう観点が、ある意味ではこれ全然なくて、現在ある補助金をあくまでも金額の大小とか、そういう関係なしに、ある基準に基づいてリストアップするとこういうふうになっていますという話はある。

しかし、協働ということを新たに追求するという観点からすれば、現在区の行政で行っているものも、実はいきなりやめるかどうかはともかくとして、その中間的な段階として協働のスタイルをとり得る。だから、ある意味では区の本体の仕事ではなくなって、外郭団体というか、あるいは区民の方からの組織の提案に対して、受け皿に対して補助金を出すということだってあり得ると思うんですね、論理的な可能性として言えば。その点がある意味では、この骨子(案)を見ても、必ずしもそこが出ていないというふうに私には思えるんですけれども、そこはどういうふうに理解をすればよろしいのか。つまり、協働ということのここでの文脈は一体どういうことになるのかなというのは考えてみたいなと思いますけれども。

会長 いかがですか。

財政課長 まず1点目の方の金額的には、もうおっしゃるとおりでして、それが実態だということでしかお話ししようがないかなと思います。ですから、そういう意味では、インパクトが少ないということは、いわゆる金銭的な財政的な側面からすると、私どもそういう感じをしています。

今先生がおっしゃった重要な2点目の部分ですけれども、この2点目の部分の協働の考え 方については、実は今私ども内部で助役を筆頭に、協働の分野をどういうふうに広げるか というために、今区が持っているいわゆる直営という事業、事務。こういったものをなるべく、広く言えばいわゆる委託も、協働というふうにとらえれば、いかに行政内部の事務事業を外に出していくかと。そういう意味で、極力ぜい肉というか、身軽にしていくという観点から、今この具体的な基準づくりあるいは範囲の設定、こういったものを、特に例えば施設管理であれば指定管理者制度というのも、自治法の改正によってできています。そういったものの活用を同時にしながら、あわせてこれまでの委託といえば事業委託ということになりますが、いわゆる管理の委託など、区の事業をアウトソーシングしていく基準、範囲、考え方、これを本年度中に全部まとめていくというふうに、同時にして並行して進んでいます。

したがいまして、そういう観点がここでは抜けている、欠落しているというご指摘は全くそのとおりで、この現状からは、そこは一切入れておりません。ただし、この見直しの提言の中の見直し基準の策定の中に、協働を育む補助金の制度というのを一応入れておきまして、少し小さな字で事業協定、契約など対等の関係による協働化としての支援ということで、そういった外に向けて、これまで区が、行政がみずから実施してきたもの、これを言ってみれば主体を変更していく、あるいは執行方法そのものを見直していくという中で新たな補助金が必要になってくるということを想定しています。既にそういう作業に着手しているということでございます。

会長 そうすると.....、よろしいですか、今の。

委員 はい。

会長 原課長、総括意見のところ、4番の(1)のところの見直しの視点のところに、協働という視点は入れる形になりますか。

財政課長 はい。当然、自主・自立を支える補助金と書いてございますけれども、これについては、いろいろな問題がございますけれども、基本的には視点の中にこの協働化、協働の推進といったものを大きく据えていきたい。内容的にはもう協働が入ってくるというふうに考えています。

会長 論点が二つありますので、まず最初に補助金制度の主たる問題点についてというところでおまとめいただいたことで、ご質問、ご意見があれば、そこをまず承って、それから、提言書の骨子(案)の話に移りたいと思いますが。1番目の問題点の概要及びその資料に関しまして、ご質問、ご意見ございませんか。これはこういう事実がありますという話でございますので、無論漏れているものもあるでしょうし、あくまでも例示というこ

とで示されたものだと思いますが。

それから今、先生の方から1点もう一つちょっと承っていますと、こう視点が出たような概要に4番目と入れるかどうか、ちょっとご検討いただきたいんですけれども、金額が少額なものという視点もございますね。

委員 非常に少額なものというのと、それから高額なものというのと、両方あると思うんですよね。非常に少額であるというものと、その少額というのが、ただし、例えば受け取る相手が1人1万円で、それで極端に言うと区民全員というような極端な話ですね、そういう少額もあるでしょうし、本当に全体で10万円しか出せないというそういう少額もあり得るし。それから、非常に高額というものもあると思いますね、トータルとして見たときに。ここに挙がっているのとはけた違いの金額を出しているというものも当然あると思う。それが、ある意味ではこういう基準からすぽんと抜けちゃっているというのも、何か肝心の対象がすっかり抜けているなということがありますよね。

つまり、ここは、言うならば補助金の現状についての問題把握、その整理の仕方とするならば、もうちょっとそれこそ少額もあるし、それから高額というのも、とりあえずいきなりそれが補助金カットの対象とか、そういう話ではないとして、我々が古いというものを、そのこと自体でいきなり廃止というふう話ではないんだけどもということでいけば、一応公平な並べ方としてはあるんじゃないか、リストアップとしてはあり得るんじゃないかなと思うんですけれども。

会長 どうぞ。

財政課長 その点は私どもも非常に強く思っておりまして、少額の補助金がどういう政策目的を本当に達成できるのかという問題がある。また、同時に逆に高額の場合が、今度の団体の自主的な判断あるいは自主的な運営といったものを逆に阻害していくということも、一方ではあり得るというふうに思っております。

会長 今までの資料の流れからいきますと、現状ということで政策目標が記載され、それに対応する補助金が列記され、そして、その政策目標に対応して、本日の資料のその政策目標に対して、何らかの問題点がありますという形でつくりあげるのが一番きれいなんでしょうが、なかなかつくりにくいというのが現状です。恐らくこの資料の冒頭の部分でうまく記載をして、こういう形で資料をつくってあるということができればいいですねということだと思いますが。なかなか、言うのは簡単ですがつくるのは難しいということなので、お任せするということになるかと思いますが。

委員、何かございますか。資料の方の、骨子の方は後で議論するとしまして。

委員 きょうご作成いただいたこの資料を拝見して、やはり補助金を一定の基準で仕分けをして整理するというのは、財政課だけでやれるものではないと思いますし、相当大変な作業で、その結果こういう形のものが出てきたんだろうなというふうには理解いたしました。

私自身は、前回も申し上げましたとおり、もう少し補助金の性格・性質が、区の施策の 観点から仕分けできればいいのではないかというふうに思っていたのですが、今の課長の お話を伺いまして、実際にそれをやるというのは並大抵な作業ではないというようなとこ るから、こういう形の取りまとめになったのかなという感じがしております。

ただ、もう一点、ちょっと気になっているのは、逆にこういう基準で、今後補助金を見直す一定のルールをつくっていくとすると、それが金額とか補助率だけの問題で、当然計算されてしまうということは多分あってはならないわけで、そのあたりのルールの策定と施策と、どういうふうに結びつけた提言ができるのかというところが、非常に難しいんですが検討課題なのかなというふうに感じました。

会長 よろしゅうございますか、原課長、それで。

財政課長 前回の懇談会のときも、先生の方から、いわゆる行政目的の部分と、いわゆる奨励的な部分との種分けの理由と、あるいはそれがそのままこの見直しの一つの区分けということになって結びついていくのかどうなのかと、そういう趣旨の話がございましたけれども、この補助金そのものを扱っていくときには非常に難しい問題がございまして、政策的な位置づけの中に、何が本当に行政目的で、何がいわゆる財政支援的な奨励的な補助金なのかということを切り分けていく一つの考え方というかインデックスというか、非常に難しいと感じています。いずれの要素もあると。したがって、いずれか単一のところを主として切り分けていくというのは、やや危険な部分があるだろうなというふうに思っています。

そういう中で前回お出しした資料の中では、いわゆる行政計画の中にどう位置づけたかどうかということを一つの尺度として、物差しとして位置を設定したと。ですから、それが正しいかどうかというのは、正直言って評価が分かれる部分がございます。実態としては、仮にそこに位置づけたとしても、あるいは位置づけなかった補助金についても、実態としてはほぼ同様の傾向があるということは非常に強く感じています。ですから、これからこの補助金の提言の中で、そうした部分をどういうふうに盛り込んでいくかというのは

非常に難しいと、私どもでも感じています。

補助金については、自治体の見直しによっては、いわゆるオールシャッフルというか、一たん全部現制度を廃止して、改めて審査会方式で一件算定をしていきながら新たに再構築していくと、そういう手法をとる自治体も幾つかはあると、それは承知しています。ただ杉並の場合にどういう形をとるかは、現時点ではそこまでは今考えてはいませんけれども、いずれにしても、サンセットという考え方はとらざるを得ない。あるいは、補助金の一定の割合といったものもある程度は加味せざるを得ませんし、零細の補助というものの整理統合というものも必要であろう。同時に、補助対象の範囲というか、今現在ですと、変な言い方ですけれども、つかみで幾らというような予算措置も、最終的な区長査定の中ではございます。

会長 その他の委員の方、ご意見を。委員、どうぞ。

委員 ちょっとこう補助金に対する基本的な考え方なんですけれども。例えば地元町内会でやるボランティア組織、何かイベントを起こすときに、例えば会費を募ってやる。要するに補助金なし。会費で組織をつくり、イベントを起こすときには、賛助金をいただきながら一つのイベントを開いていく。この場合は補助金ゼロですね。民間の人から出していただく事業。次に、自分らがやっているのは、町内会のように会費制でやって、その枠の中で、区からの委託事業をやって、場合によっては廃品回収をやりながらでも軍資金を稼ぎながら、いろいろなイベントをやっていく。

もう一つ、事業系、要するに商店会とかいろいろな事業が、本来この中でも補助金100%であるわけない、事業者責任としての、例えば今私は花の生産をやっていますけれども金利補助とか、特別な事業のときには全体の自己資金8割で2割は補助しますよという事業形態、補助金形態ですね。あるいは、特別の場合で50%補助ですよという場合も出てくる。そういう事業も利用させてもらっていますから。そういう中で、福祉なら福祉は、これは自分で生み出せない、要するに100%補助であっても仕方がない分野だろうと。それと、今自分らがやっている区民センター、要するに区民サービスに直接かかわるものに対する内容ですか。基本的にはこういう分け方の中で、例えば福祉の場合には100%であっても、これはどうこう言う問題じゃないと思うんですね。ただ、全体的に重複している場合には、これは検討しなきゃいけないかなと。ただ、それぞれが内容が違ってきているということの認識だけは持っておかないと、例えば事業経営、本来ならば自分で稼いで、稼いだ中から自分である程度負担をしながらやるべきものにもかかわらずという場合があ

る可能性があるわけですね。そういう点をやはり補助金の中では十分考えていかなきゃな らない問題じゃないかなと思いますけれども。

ボランティアの事業でやる場合には、軌道に乗ったときには、かなり大きい規模までできていうのはありますから、特にそれはお互いの共通項ができ上がったときは、爆発的に力を発揮してくる。そういうものが、あちこちにあるというわけじゃないですから、なかなか難しいかと思いますけれども。

画一的に数字とかパーセントだけで判断してくると、ちょっと行き詰まるところもできるだろうし、本来事業者に対する補助の場合には、やっぱりある程度パーセンテージというのは、より強固にやっていくことも可能性はあるのかなという感じはします。その点だけちょっと。

会長 どうぞ、原課長。

財政課長 よくわかります。まずちょっと後段の方からですけれども、その団体のパーセンテージは冒頭申し上げたところですけれども、その会計を分けていたりとかいうことが当然かなりのところでありますから、このパーセントだけに依拠していく、そこで安易に判断をしていくということは非常に危険だし、それをするつもりはありません。ただ、大まかな傾向値としてどういう状況にあるのかといったときに、参考にはなり得る部分はある。絶対的だとは全く思っていません。

それとあと、福祉部門が多いというのは、ある意味ではもう当たり前だと思っています。ですから、建設助成のようにその受け皿を、民間の力をかりながら、あるいはそこを受注するために、結果としてその病床をふやしていくためにかなりの金額を補助していくというものを現実にはやっておりまして、福祉の団体の運営、あるいは立ち上げ、こういったものにかなりの補助金を割いてきた、あるいはかなりの補助率と実質、高額の補助率を維持してきたというのも現状としてはあるわけですね。

また一方で、区民の地域の方の問題ですけれども、いわゆるコミュニティということが 非常に積極的にそこに力を入れていくという時代がかつてございました。それを行政が一 つの支援をしながら、動機づけとして補助金を使っていくと。そして、底上げというか、 あるいはその範囲を広げていくということをやってきたということは言えようかと思いま すけれども、今はもうそういう時代ではなくなりつつあるし、ないであろうというふうに 私ども思っています。

したがいまして、それぞれの分野に応じて一定の政策目的と、あるいは時代に合わせた

補助の趣旨といったものは当然変わり得るし、変わってきたというふうに考えています。ですから、単純に数字の上だけで画一的に判断をしていくということは、考えているわけではありません。ただ、先ほども出ましたように、少額ですとかあるいは対象の件数ですとか、そういった客観的な数値に基づいて、果たして政策効果といったものがどこまで期待できるのかどうなのかと、一般区民にきちっと合理性が説明できるということが果たしてその現状でも言えるのか言えないのかということも含めて、相対的にそこは考えていきたいというふうに思っています。

会長その他の委員、何かございますか。

委員 では。ちょっと3ページの類似・重複している補助金というところで、商店街の装飾灯というところが挙げられているんですが、この装飾灯というのは、条例で1灯と1灯の間の長さが決められておりまして、それで30メートルなんです。皆さんずっと商店街をお歩きになって気づかれると思うんですが、えらく長い距離にぽつんとぽつんと立っているところと、それから割と密集して立っているところといろいろあります。区からは30メートルに1本ということで、これは1本幾らで補助金を出してもらっています。それで1回立てますと、15年間新しく立てたいと思っても、区からはお金をもらえないんですね。

杉並区の街路灯というのは、立てるときの構造といいますか基礎部分を他の区と比べて 非常に厳密にうるさくなっていまして、1灯当たり非常にお金がかかるわけです。ですか ら、15年に1回だけ設置が認められる。それを維持するために修繕経費というのがあると いうようなことで、そういうことをご理解しながら、ここを見ていただきたいと思ってお ります。

会長 どうぞ。

財政課長 その関係ですけれざも、装飾灯をここに掲げた理由というのは、実際に商店主、商店街事業者ですね。そういった方を対象とするという分野の中で、とりわけ装飾灯という同一の対象物件に対して装飾費、電気料、修繕費、それから今おっしゃった当初の設置工事費というふうに、複数にわたってさまざまな補助金があります。この商店街の装飾灯は、区の方としてはむしろ充実したいというふうに考えていまして、ガス橙なども特にまちづくり、それから安全・安心という観点からも、一定の照度は必要なわけですけれども、全体のまちづくりの観点から幾つかのモデル的な商店街などを設定しながら、ガス灯の設置なども含めて装飾灯は拡充したいと思っています。ただし、今の補助金のこういう出し方が本当にいいのかどうなのかということは、改めて見直していきたいというふう

に考えています。

会長 ありがとうございました。

委員、何かございますか。

委員 見直し基準の数字というのは出せないにしても、そこで言葉でやはりこの適正化に向けてということでは出さなければいけないのだろうと思います。せっかくこのような委員会ができまして、皆さんで意見を出し合って、これからますます今の時代にふさわしい適正化の案を出していくということでございますので、結局見直し基準となるその言葉ででもこれがあらわれていないと、適正化に向けてこれが改善されないのではないかなというふうに思います。

それで、どこがどうというふうなことでもございませんけれども、私がいろいろとわかっているというか、このような補助金を受けてこのような行動をなさっているなというふうなことを感じているところがないわけではございませんが、それをあげつらってどうということはございませんけれども、事務局の方では領収書というのでしょうか、受けた補助金をどのように使っておられるかということの報告というのは当然受けていらっしゃるわけでございますから、それが今の時代にふさわしいような、そして、その団体がこのような補助金を受けて、このような方法で使っていることが非常に適正であるというふうにご判断なさるというふうなことは、私どもよりも事務局の方が一番よくわかっておられるのではないかと思いますので、その辺のところは、どのようにこの委員会で考えたらいいのかということは、ちょっとわからないでいるところでございます。

会長 原課長、今のことについて何かございますか。

財政課長 はい。補助金については、当然のことながら、後で実績の報告というものを 各補助金を所管している所管部門に交付された団体の方からお出し願うということになっているわけですが、そのときに、それぞれ補助金交付に当たっては、交付要綱というもの が大体メーンになっていると。さっき委員がおっしゃったように、条例で直接根拠を持つ ものもございますけれども、実際の実務の中では大体要綱をつくってやっている。その中に、どういうものを出してほしいというものを実際には要請するわけですけれども。ただ、そのときに、かなり抽象的な書かれ方というのが実は非常に多いということで、具体的な 補助金の、充て込み事業として私ども予算の査定の中ではこういう事業についてということで当然あるわけですけれども、その部分が必ずしも実績報告の中でも捕捉しにくいというようなものも多々ございます。

そこはもう、最終的には所管がそれぞれどういうふうな考え方でやっていくのかということになるわけですけれども、補助金の制度としては本来どうあるべきなのかといったものを財政的な側面から考えていけば、おのずとそうした実績報告云々ということは別にしても、本来そうした一定の行政目的、それから補助の要件といったものが、今のままでいいのかどうなのかと。場合によってはその精査云々というよりも、一定の定額の中で、上限を定めて、あとは自由にその部分はお使いいただくということも必要であろうと。余りその範囲を行政側が特定し過ぎるということもどうなのかという議論もないわけではない。

会長 4番目の(2)の見直し基準の策定の中に、今のご意見というのは入ってくると思いますが、いかがですか。余り細かい補助金の区側からの関与というのはやめて、もう少し使いやすい補助金形態にしたらどうかというようなことが入ってくることはありますか。

財政課長 いわゆる包括補助の話になろうかと思いますけれども、そういう考え方を持っています。ですから、そういった今委員がおっしゃられた部分も含めて、そういった包括的補助金の設定といったものを考えていく必要があるだろうと。ただ、それがどういう分野のどういう補助金をどうまとめると、それに一番ふさわしいのかというのが、なかなか難しい面がありますけれども、考え方としてはそういう包括的な補助金の設定といったものを必要だというふうに考えています。

会長 委員、何かございますか。

委員 私の方は町会の方なんですけれど、最近防犯の方に力を入れまして、防犯のパトロールというのをやっているんですが、これらに対して補助金は10万ぐらいくれるというので、一応それでいろいろ黄色とか赤のジャンパーか何かをつくって、そして、こう回っているんですけれども、この防災の方はいろいろあるんですけれども、防犯の方というのは非常に新しい運動なもので、まだ十分ちょっとわからないところはあるんですけれども。これからいろいろ防犯の方にも力を入れようと思っています。少しでも補助金が出るということは、非常に区の方にも関心があるわけだから、幾ら自分の町は自分たちで守ると言っても、やはりある程度補助していただければ非常に助かると思います。

それから防災関係で、学校防災なんかはちょっとわからないところもあるんですが、地域によって非常に活発なところと、それとそうでないところもあるわけですけれども、普通の地域防災と学校防災と、それからまた、いろいろ、防災というのは、消防署の主催でやるとか、地域だけでやるとか、学校防災でやるとか、分かれておりまして、少しまとめた方がいいんじゃないかと思うんですけれども。防災関係は、非常に補助金をいただいて

いるんですけれど、何かこの前ちょっといろいろありまして、非常に監査がうるさくなりまして、そのために、町会長のところへ来て、電卓を持っていって全部帳簿をひっくり返して調達したために、それならもう要らないからという町会がちょっと出てきておりますので、補助金についても、防犯、防災、この点についても、ここをずっと見たところ余り裕福ではない財政ですから、こんなところではないかとは思っております。

以上です。

会長 今のはやはり包括の補助金の話ですね、まさしく。使い道に対して余りにもうる さいんではないかというお話ですが。どうぞ。

財政課長 今、委員がおっしゃった、まず1点目の方ですけれども、防犯関係については、今10万円というお話が出ましたけれども、これは区長の方の極めて重要施策のその中でもさらにメーンのところとして立ち上げたものでして、昨年とことしで100団体、地域の中で、なるべく自然発生的にその町の防犯パトロールのために役立てていただきたいと。そういう観点から2年間で100団体を目標に、今70弱を超えたぐらいでしょうかね。

委員 80ぐらい。

財政課長 80ぐらいになりましたかね。それで、1団体10万を継続してやっている。ただ、これもずっとやっていくという考え方は持っていませんので、まず立ち上げのためにそういう機運を盛り上げていくと、そういう一つのきっかけづくりというか、動機づけというか、そういったものにこの補助金を使っていく。ですから、3年ぐらいを一つのめどに今私どもは考えていますけれども、いつまでもだらだらしていくということが本当にいいことかどうなのかというのは、いろいろ思いは持っていますけれども。

それとあと、防災関係については、監査云々というお話がございましたけれども、補助金を出していると、どうしても公金、税の支出になってきますので、そういう面がどうしてもつきまとう。そのためにも、国と地方の関係じゃありませんけれども、区とその地域の団体との中でもそういう自由度を高めるという意味から、一定の包括的な補助といったものがなじむ分野については極力そういったものを考えていくべきだろうというふうに私どもも考えています。

会長はいい。ありがとうございました。

現状についてはお伺いを一応いたしましたので、少し話を進めさせていただいて、そのようなものを踏まえて、本懇談会の提言書の内容に入りたいと思いますが、1ページ目をちょっと見ていただきたいと思いますが、資料の1ページ目に補助金制度の適正化に向け

てということで、事務局と私との方でこの懇談会の今までの流れを酌み取ると、大体このような筋書きになるのではなかろうかということを考えてみました。

「はじめに」がありまして、この懇談会で最初のころにご意見が出ましたのは、まず区 長なり杉並区の基本方針がやはり大事であろうと、それに乗って補助金の問題を考えたい ということでありました。特に今回の補助金の適正化ということの中身には、いわゆる財 政的な問題のみならず、もう少し広い意味でとらえるべきだと。つまり、協働ということ でとらえるべきだということを何回かお話しさせていただきました。

その部分が、2のところに出ております。二つの意味でとらえましょうと。一つは、いわゆる市区町村の役割も含めて補助金はどうあるべきか。それからもう一つは、財政基盤という問題であろうと。この二つの問題をまず挙げてみました。懇談会ではそれを受けまして、それならば現状を見てみましょうということで、まず恐らく2点ほどの視点から現状を見たと思います。

一つは、先ほど来議論になっていますように、施策、政策が意図しているものの視点から補助金の整理をした上で見てみようと。それから第2点目は、本日の部分でございますけれども、そういう政策から見て、どういう問題があるだろうかという視点で、補助金を見てみようということで、あくまでも例示ではあるがということで、それが3番目の(1)(2)という形になっています。大体資料も、前回までの資料それから本日の資料でこのような形になっている。

さて、本題に入るわけですが、それを受けて、2番目、3番目のものを受けた上で4番目ではどのような補助金がふさわしいのであろうかということで、つくられております。大きな視点、それから基準が提案できるならば2番目として見直し基準の策定ということで。本日のご意見を承っていますと、基準を単純に数値のみでやらないでくれというご意見が多かったと思います。つまり大きな2番目の自立に向けてということを受けて、やはりそれぞれの補助金の役割、政策を踏まえて、基準がつくられたらということではないかと思いますが、さりながら何らかの基準で文言を書かなきゃいけませんので、この4番目の(2)のところをどのように書くかということになるかと思いますが。大体そのような形でこの骨子案はつくられておりますが、何かこの全体の骨子に関してご意見ございますか。

私の方で一応懇談会の流れ及びご意見を承ってつくり上げたものでございますが、いや、 懇談会はそういうものではない、ちょっと違う意見もあったんではないかということがあ れば、そのような意見も十分加味してつくりたいと思っております。 それから、最終的に5の一つ前、「おわりに」の一つ前に個別意見ということで、「委員の個別意見を記載」ということを入れさせていただきましたのは、一般論として4の(2)まで全体の書きぶりで書いたとしましても、やはり委員の各個別の意見というのは記載した方がいいだろうということで入れさせていただいております。こういう意見があったという記載方法になると思いますが。原課長の方から何か全体にわたっての……。

財政課長 いや、今会長がおっしゃったとおりで、私の方から特にお話はございません。 会長 よろしいですか。

財政課長 はい。

会長 各委員の方々で何か。

委員 全体のストーリーはよろしいんじゃないかなと思いますが、幾つか確認なんですけれども、2の(1)のところで、「協働」による自治基盤の構築というところで、21世紀ビジョンの実現とかあるいは自治基本条例の実践というのがありますが、これは杉並区に固有の何かであるわけでしょうか。それとも、一般的な、ただ単に21世紀ビジョンというような意味で言っているのか、何か括弧つきの限定された話との関連において、「協働」というコンセプトをそのフレーズで、あるいはその延長で記述しよう、あるいは表現しようとしているのか、ちょっとそこのところを確認したいと思います。

会長 どうぞ。

財政課長 ここはかぎ括弧になります。固有名詞です。これは前回のときに、その現物をお渡ししたところですけれども、いわゆる法律上は基本構想に相当するもので、議決されているものでございます。その中の柱で、協働云々というものをこの間のコピーでも同時に資料としてお示ししてございますけれども、そういった、区がこれから21世紀の中でどういう将来像に向けて進んでいくのかといったそのときに、どういう柱を中心に据えて考えているのかといったことをここでは記載していく必要があるという、そのために前回ああいう形で資料をお示ししました。同時に、下に基本条例がありますけれども、この自治基本条例が区のいわゆる憲法としての位置づけだというふうにしておりますので、すべての手続 これは前回先生から、情報の公開あるいは住民との合意形成というお話があったかと思いますが、そういった中でもこの自治基本条例は、いわゆる手続面でのさまざまな方向性も規定しておりますし、第一義的には、このビジョンを実践していくための具体的な各条例間のそごがないと、整合性をとるための基本条例という位置づけをしておりますので、21世紀ビジョンが大きな方向性、それを支えていくための区の施策の整合性を

とっていくための基本条例がこの自治基本条例と、そういう位置づけをしておりますので、 ここではこういう表現でとりあえず入れておきました。

委員 いや、先ほどの説明の中で、1「はじめに」のところで、区長あるいは区の基本方針にもここで言及するというようなお話がありましたので、そうすると、そういうものをベースにしますよというのが言うならば「はじめに」というところであって、具体的にそれを協働というようなコンセプトで少し、より解きほぐしていくとどうなるというのが言うならば2のところで具体的に記述されると、こういう理解で。そうじゃないんですか。

会長 「はじめに」のところで区長の意見を入れるか、それとも2のところで入れるかは、ちょっとまだ決めておりません。

委員 そのあたりは、ちょっとまだ今後の整理。

会長 まだ決めておりません。「はじめに」のところは、もう少し導入部的なもので押さえておいて、恐らく2の1番のところで「杉並区は、」という書き出しになるんじゃないかと思いますが。

委員 いや、結構です、それでも。だから、ちょっとどっちに行くのかなというので確認を。

会長 はい。恐らく後者のような感じが。どうぞ。

財政課長 私はさっき「はじめに」のところで、区長の考え方とか云々というお話をたしかしたかと思いますけれども、そういう今会長がおっしゃったように、一般的な、なぜ見直しに至ったかというようなことをここで触れたいと、そういう意図がありました。ちょっと言葉が適切ではありませんでしたので、訂正させてもらいます。

会長 恐らく、そういう形の書きぶりでいいんじゃないでしょうか。「はじめに」のと ころは、現在ですと三位一体というような大きな導入部になるのではないかと思います。 その他の委員の皆様。どちらでも では委員。

委員 4番の(1)見直しの視点のところで、「自主・自立を支える補助金制度」というタイトルになっているんですが、これは恐らくこれまで行政の補助金に依存して、補助金ありきのような形で団体が財政運営をしていくとすれば、それは望ましいことではないと、本来必要なものなのかどうなのかということを一から見直して、その区内の各団体が自主・自立していけるような、それを支えていけるような補助金制度にしていきましょうというようなことで、こういう見出しを掲げられたのかと思うんですけれども。協働ということだとすると、行政とそういう地域の団体というものが協働して一つの地域をつくって

いこうというのがこれのコンセプトなので、その自主・自立を支えるという書きぶりにするよりは、何ていうんでしょう、自主・自立に向けたというような形にしていく方がいいのではないかという印象を持ちました。

ただ、そういった補助金を給付する団体に対する自主・自立を支援するという視点から 補助金制度を整理するんだということで、全体の趣旨が一貫するのであれば、このままで もいいと思うんですけれども、実際には後ろのきょうの資料にもございましたとおり、行 政の場合が事実上事務局となって、ある部分アウトソーシングしているというような実態 もございますので、書き方としてはちょっと変えた方がいいのではないかというふうな印 象を持ちました。

それからもう一点なんですけれども、3の(2)の補助金制度の問題点のところで二つの事例が挙がっているのですが、これ、例えばこの2番の財政基盤の確立のところと絡むんですけれども、今三位一体改革なんかの関係で、こういう福祉とか低所得者対策関係の今度国庫支出金がどんどん削減されていく可能性もあると。そういった中で、まさに自治体が自己決定・自己責任で財政運営をしてそれらの対人サービスを提供しなさいというような動きになってきているわけですね。そういう状況があって、区としても、ではこういう福祉みたいなものをどういう形でやっていくのか。杉並に関しては協働だよというような流れになっているんだろうと思います。そういう国の例えば制度改革の流れを受けて、従来型の補助金ではうまく機能しなくなっているというようなことも補助金制度の問題点として挙げられるのかどうかいうようなことを考えてみてもいいのではないかというふうに思いました。

以上です。

会長 いかがですか、原課長。

財政課長 まず1点目ですけれども、視点のところで、これは表現のことですけれども、自主・自立というふうに書きましたのは、この全体を覆う理念が協働の時代にふさわしいという、その協働を念頭に置いて、あるいはそれを大前提としてどういう補助金のありようが必要かということから、自主・自立というものをここでは表現をさせていただきましたけれども、むしろ協働を支えていく補助金、あるいは協働を推進していくための補助金制度と、そういう発想になってくるのかなというふうに感じています。

それから、国の制度改革との関係ですけれども、ご指摘のような点があるのは事実だと 思います。また、そういう部分とあわせて、国と地方とのこの補助金を介した関係と、そ れから地方と、言ってみれば区と地域との関係が、ある意味ではまさに非常に類似というか近似した関係をあわせ持つという面がございます。したがって、ダイレクトに国の制度改革が地域団体への補助金にどう響くかと言ったものもないわけではございませんけれども、大きな考え方の中では、協働の区政、協働をどのように育み地域経営をしていくかといったところが今回の補助金制度の大きなねらいであると。それをもう一方の要請としてはもちろん財政の問題があるわけですけれども、触れるということは当然可能だろうと思いますし、そういった面があるのは事実だと考えています。

会長 原課長、この4の(2)の見直し基準の策定の「協働を育む補助金制度」って、ございますよね。協働という言葉を含んだこの表題を1の1番目に持ってくるということはできませんか。

財政課長 その方がいいような気がしますね。

会長 それから2番目の話ですけれど、国と地方との関係は、恐らく2の(2)のところの どこかに入ってくるんでしょうが、それは恐らく軸のメーンにはならない、杉並区独自の 話は別途違う形でつくりますよというような感じを受けるんですが。その点はよろしいですか。委員、いいですか、それで。

委員 すみません、それをセットに考えると言うよりは、そういうことが背景にあって、 従来型の例えば補助金の総額だけではひょっとしたら足りなくなってくるかもしれないで すし、もう一度補助金制度のあり方というのを見直さなければいけない状況に置かれてい るというようなことを、問題点の形で入れ込むというやり方もあるのかなと思ったんです が。

会長 なるほど。

委員 確かに本筋からいくと、そこにある程度切り離したいというような、そういう組 み立て方も可能だとも思いますので。

会長 2の(2)の国と地方の税財政制度改革のところで、うまく委員の意見を入れていた だくという形でまとめていただければと思いますが。委員、何か。

委員 はい。先ほど委員からいろいろ監査の話がありましたんですが、自治体というのは単年度予算で来ましたよね。私ども民間ですと、来年同じイベントをやるんだから、来年も使えるようなものを少し用意しようよという。そうすると、少し節約になるから、相対的に見れば節約になるからというようなことでよくやるんですけれど、それが監査のときにひっかかっちゃってね。それで単年度なんだから、ことし限りでもうもっとほかのせ

っかく用意したものがひっかかっちゃって、これはだめだとかなんとかいうことがありますので、もしこれが協働という形になりますと、やはり単年度というのをある程度、単年度の会計というのはある程度、何ていいますかね、がんじがらめに単年度、単年度と言うんじゃなくて、少し広げたような形をしてもらえれば、また補助金も有効に使えるのかなというような気がしているんです。これは、監査のときにちょっと領収書を持ってこいというときにひっかかりますので、それがちょっと私どもからすると、もうちょっと広い目で見てもらえればなというようなことがよくありますので、その意見だけです。

会長 原課長、いかがですか。制度的な制約があると思いますけれども。

財政課長 ご指摘の趣旨というか、わからないではないんですけれども、いわゆる補助 金の融通性の問題とそれから精算をどうしていくのかということになるんだろうと思うん ですが、一つは今区の会計、いわゆる公会計が単年度主義ということで、その中で補助金 が交付されている。したがって、交付された団体の方でも当該年度で3月までには全部領 収書を用意して余ったら精算してくださいと、こういうのが基本になっているわけですけれども。

これを精算を要しないということにして、例えば3カ年なら3カ年という期間を設定して、その間は翌年度に余ったら融通してくださいと。その部分をまた一定の補助をしながら、3カ年で補助の効果というのは本当にどうなんだということが見られるというか、それについての見解をまた解いていくということを実は今やっているところもあるんですね。なかなか効果というか有効性の確認が難しいなというのが一つあります。

会長 見直しの視点のところでそのような意見も出たということで記載していただけますか。

それで、全体の骨子がこれの方向でそう問題がないであろうということであるならば、 今後具体的にまずどのような作業になるかをお伺いした上で、もう一度お話を伺ったらい かがかと思いますが、いかがかと。よろしいでしょうか、それで。

それでは、事務の原課長の方から。これで考えるとしまして、作業は今後どのような形になりますですか。

財政課長 一応、きょう大まかなというか、大きな方向と骨子についてここで一応ご了解いただくというふうにして、今後のスケジューリングというか考え方ですけれども、次回にその一定の案文をお示ししたいと思っています。ただ、そのためには、若干の時間をいただくことになりますので、会長とも事前のすり合わせというのも必要かと思いますの

で、そうしたお時間をいただいて、この提言書をとりあえず次回にお出しすると。そのお出しした段階で、当然修正というのが出てくるかと思いますので、もう一度できれば7月中ぐらいには、最終6回目ということになりますが、そこでこの提言書としては一応まとめていかせていただければというふうにあらあら考えています。この提言書については、区長とこれからまた日程調整をしていきますけれども、会長の方から直接区長の方に手渡しをお願いできればというふうに、今調整を実は進めているところです。

会長 先ほど6回目ということでしたが、5回目を一度入れて、5回目、6回目で作業終了ということでよろしいですか。それで、その6回目が7月.....。

財政課長 できれば7月末ぐらいには、入っても8月の頭ぐらいとか、そんなふうにお願いできれば、今後の私どものスケジュールを考えるとありがたいんですけれども。

会長 それから、本日の骨子に関しましては一応ご提案させていただいて、どうも皆様 のご意見を承ってみますと、大まかはこれでよろしいのではないかと思いますが、本日の 本日でございますので、なるべく早く、何か詳細にわたってこういうこともというご意見 がありましたら、事務局の方にご提案願いたいと思います。

本日は、一応これで進めさせていただくということをご承認いただいたということで進めたいと思います。

それから、今の原課長よりのご説明のとおり、7月に一度早い時期に素案をつくっていただいて、それをここでご議論していただいて、必要とあれば7月末ないしは8月の初旬に最終案のご承認をここでいただくという時間的な予定ではいかがかということですが。それでよろしいですか。何か、相当時間的にはきついようですけれども。どうぞ。

財政課長 よろしゅうございますか。それで、会長の方のご都合も伺って、今後のスケジュールの中で、それに要する時間的なもの、やりとりの時間も含めて、そうすると次回5回目は7月20日の火曜日10時からというところしかないんですけれども、それまでにお示しできるようにします。

会長 これはいたし方ないですね、もう。

財政課長 ええ。全員というのは、もう一日もなくて。

会長 それでは、次回は7月20日の10時ということで設定させていただいてよろしいですか。出席できない委員の方がおられるようですが、まことに申しわけないんですけれども、そういう事情でございますので。

(了承)

会長それで、ここで素案を提案していただくということで。

財政課長 はい、考えます。

会長事前に委員の皆様方には、配付はできますか。

財政課長 会長とご相談の上、どういうふうにするか、扱いはご指示どおりにします。 会長 はい。では、その点はちょっと私の方で事務の方で相談させていただくということで。

それでは第4回の補助金の適正化に関する懇談会は閉会させていただきます。ありがと うございました。